

平 26.10.30
礎 6 - 3

参 考 資 料

「働き方の選択に対して中立的な税制」
を中心とした個人住民税のあり方関係資料③

平成 26 年 10 月 30 日 (木)

総 務 省

関連する論点とこれまでに出了された意見（個人住民税）

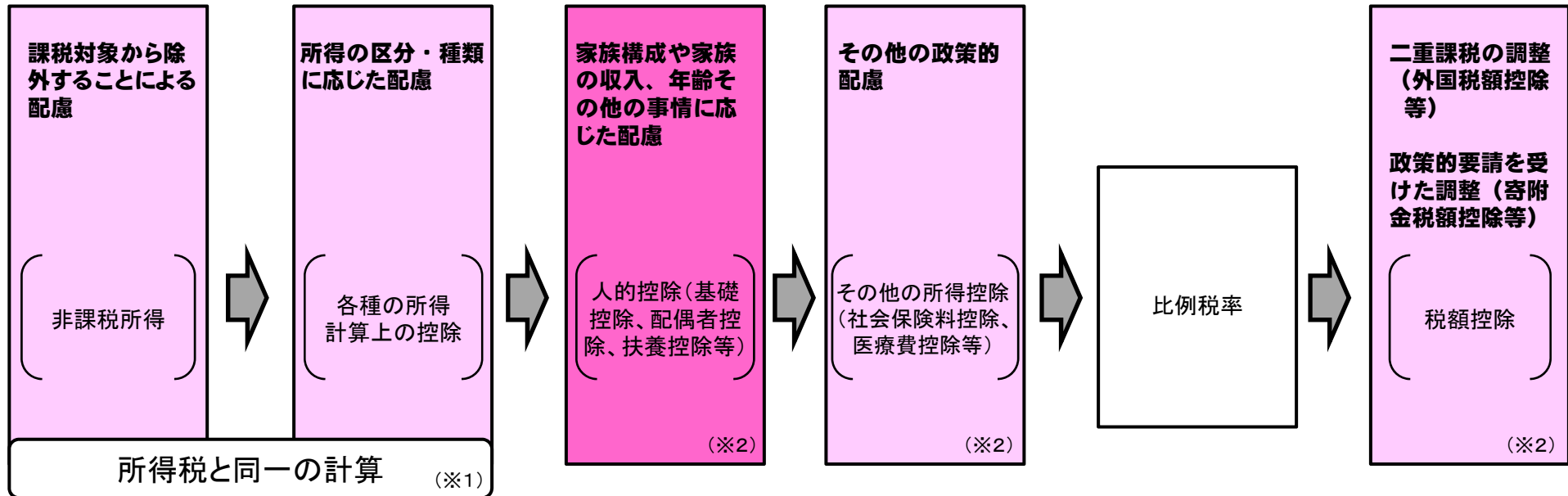
- （所得税と共通する論点に加え、）個人住民税では、人的控除の合計額である課税最低限とは別に、独自の非課税限度額制度を設けているが、これとの関係をどのように考えるか。（非課税限度額は、生活保護制度との均衡を勘案し基準が定められている。）

個人住民税が非課税であることや、個人住民税の課税所得の金額が様々な社会保障制度の負担額等の基準や福祉制度の適用基準に用いられていることを踏まえ、各種制度における所得の捉え方等についてどのように見直しを行うか。また、生計中心者の所得で判定している例において、移転的基礎控除等を導入する場合、どのように考えるか。
- 社会保険料や各種の給付などの適用にあたって非課税世帯が基準となっているなど、課税の計算を利用していることで、現行制度においても、税制以外の他制度と組合せたときに結果的に働き方の選択に対して中立的でない効果を生じているのではないか。
- 非課税限度額があることによって、生活保護基準相当の収入までは課税されない仕組みとなっているが、これにより個人所得課税（個人住民税）のフレキシビリティが失われている側面があることに留意が必要ではないか。
- 配偶者控除の見直しとともに、非課税限度額についても、基準の統一化など税制面での整合性の観点から見直していくべきではないか。

現行の個人住民税における税負担の調整

※個人住民税所得割

個人住民税においては、税額計算の様々な段階において税負担の調整が行われている。（※税率は、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成19年度から比例税率とされている。）



(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

個人住民税上の所得とならないもの(所得税と同一の計算): 帰属所得、未実現のキャピタルゲイン

(参考) 個人住民税の非課税限度額

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度。

$$\text{〈所得割〉} \quad \text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{加算額}}$$

$$\text{所得金額} \leq \boxed{35\text{万円}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{32\text{万円}}$$

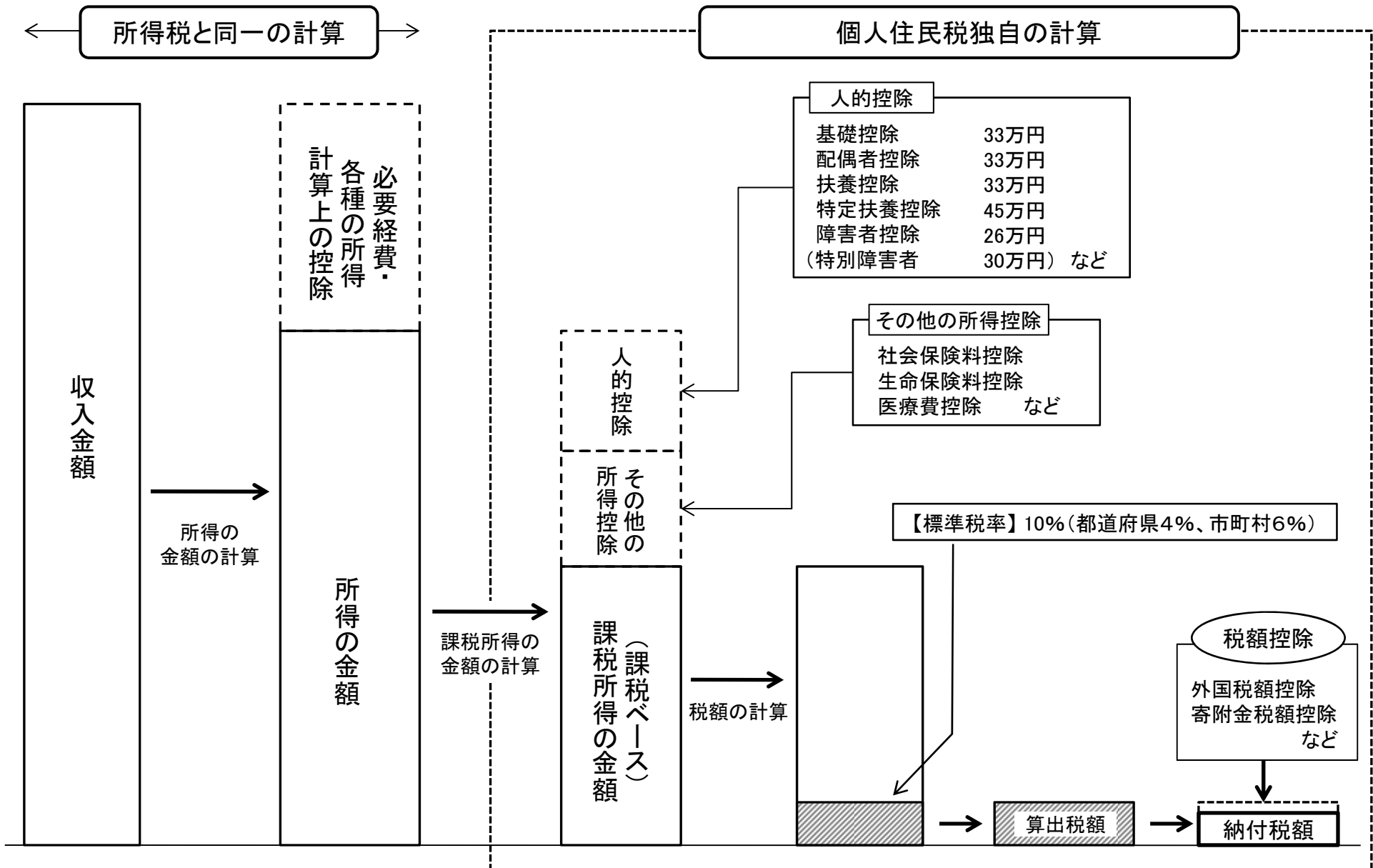
(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

個人住民税額計算のフローチャート



税制抜本改革法（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下（1）において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) （略）

個人住民税における控除の考え方（過去の答申等）

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）（平成12年7月 政府税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

（3）個人住民税の課題

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

「個人所得課税に関する論点整理」（抄）（平成17年6月 政府税制調査会基礎問題小委員会）

5. 個人住民税

（1）所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（抄）（平成19年11月 政府税制調査会）

第2 各論

1. 個人所得課税

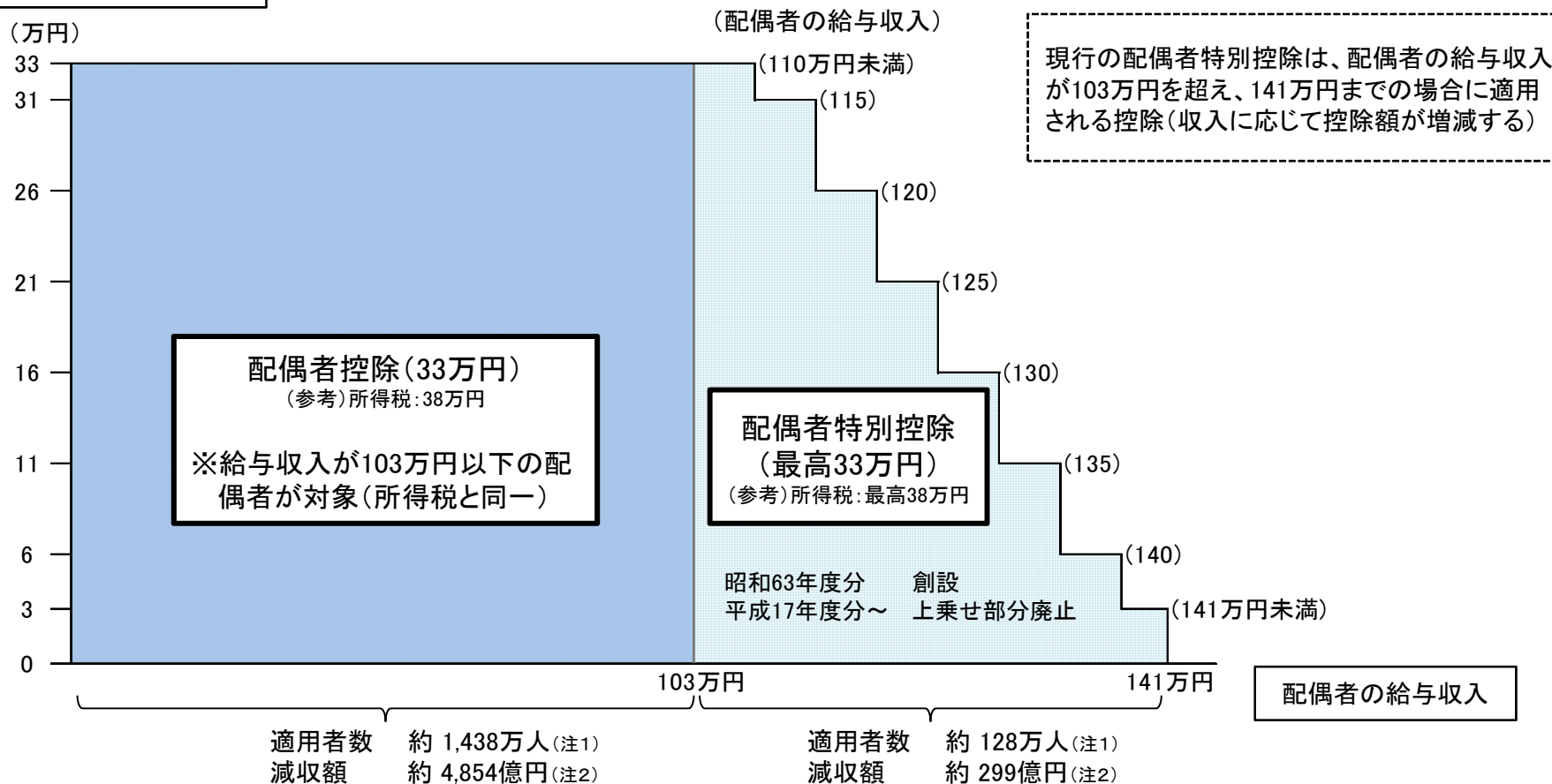
（8）個人住民税

①今後の改革のあり方

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確になったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（個人住民税）

納税者本人の受ける控除額



⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」(いわゆる「壁」)が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

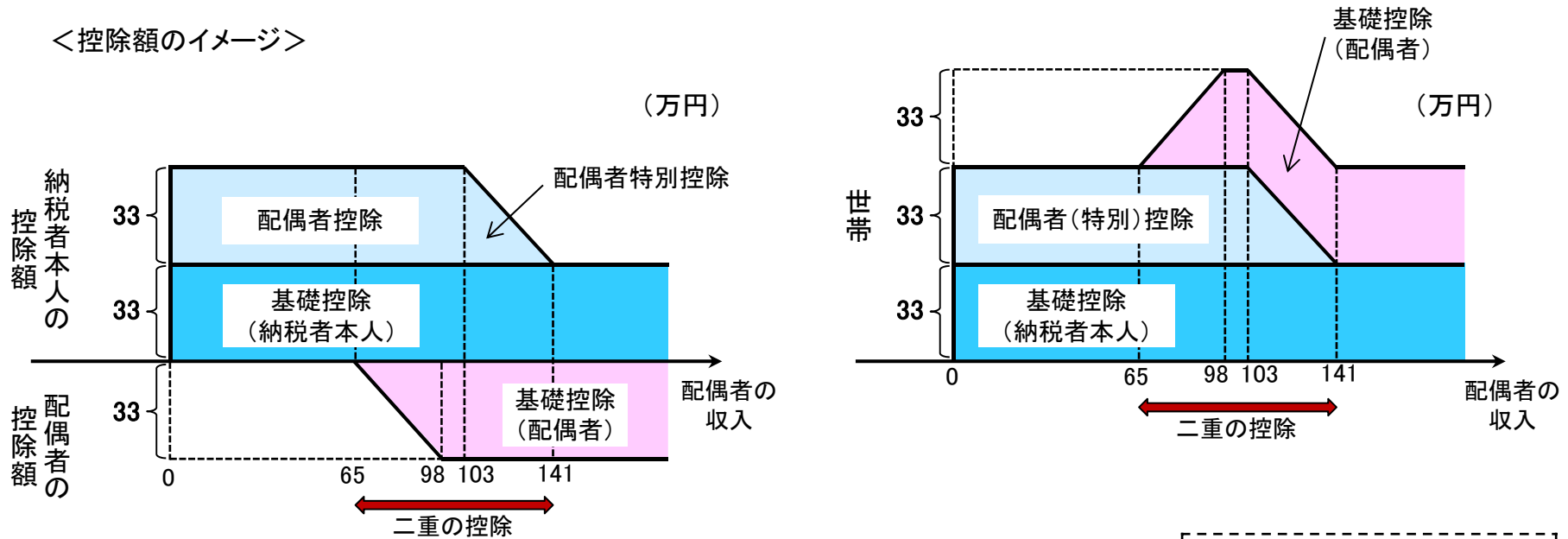
※配偶者特別控除は、控除を受ける人の前年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。

(注1) 配偶者控除(老人控除対象配偶者を含む。)及び配偶者特別控除の適用者数は、平成25年度市町村税課税状況等の調によるものであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

(注2) 減収額はそれぞれの控除総額(平成25年度市町村税課税状況等の調)に10%を乗じた額としている。

配偶者(特別)控除 (個人住民税)

＜控除額のイメージ＞



個人住民税所得割	
基礎控除	:33万円
配偶者控除	:33万円
配偶者特別控除	:33万円(最高)

○配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘(いわゆる103万円の壁)。

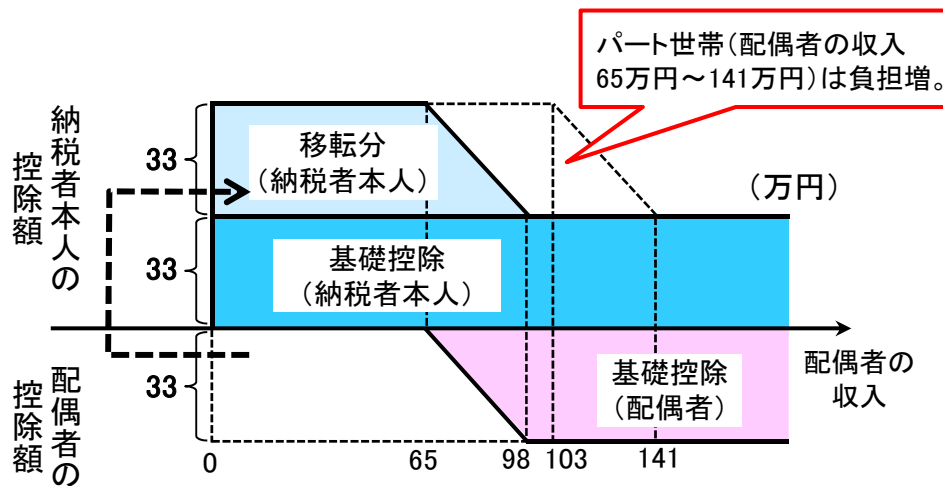
○特にパート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い(二重の控除)との問題が指摘。

いわゆる移転的基礎控除（個人住民税）

※個人住民税所得割

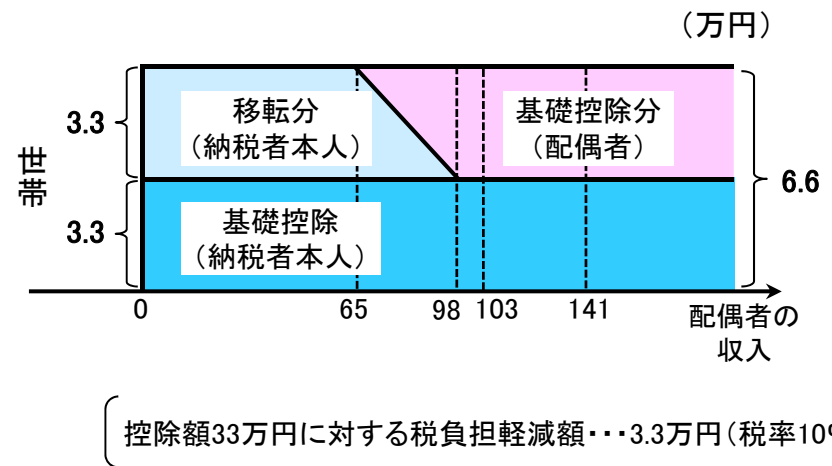
（配偶者の収入に関わらず夫婦2人で受けられる控除の合計額を同じとするため、配偶者控除を見直し、配偶者が使い残した基礎控除の額を納税者本人に移転させるための控除とする仕組み。）

<控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>

※納税者本人、配偶者ともに税率10%(比例税率)



※各控除額が所得税と異なる。

(留意点)

- ①夫婦2人で受けられる控除の額が配偶者の収入によらず一定となり、現行制度の問題とされている二重の控除の解消につながる。
- ②所得税と異なり、10%の比例税率のため、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる税負担軽減額は一定。
- ③パート世帯においては負担増。
⇒パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、増収分の用途等について慎重に検討する必要。

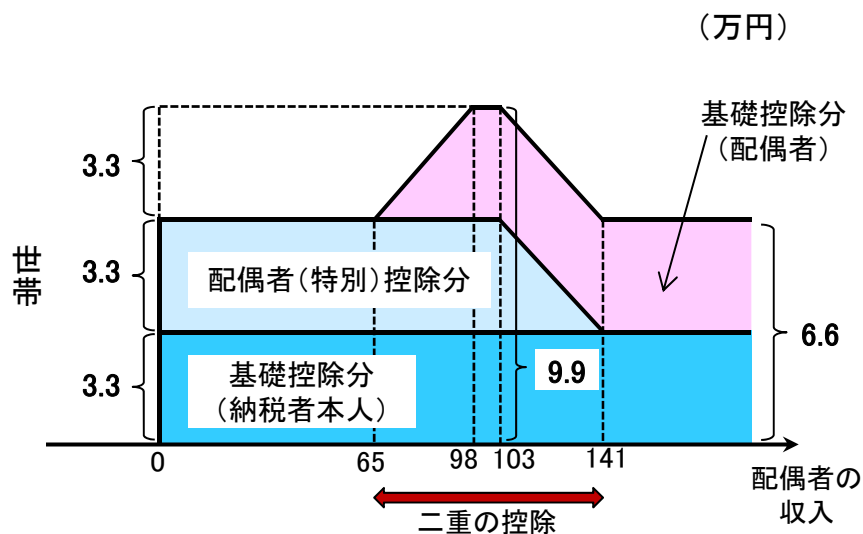
配偶者(特別)控除、いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ (個人住民税)

※個人住民税所得割

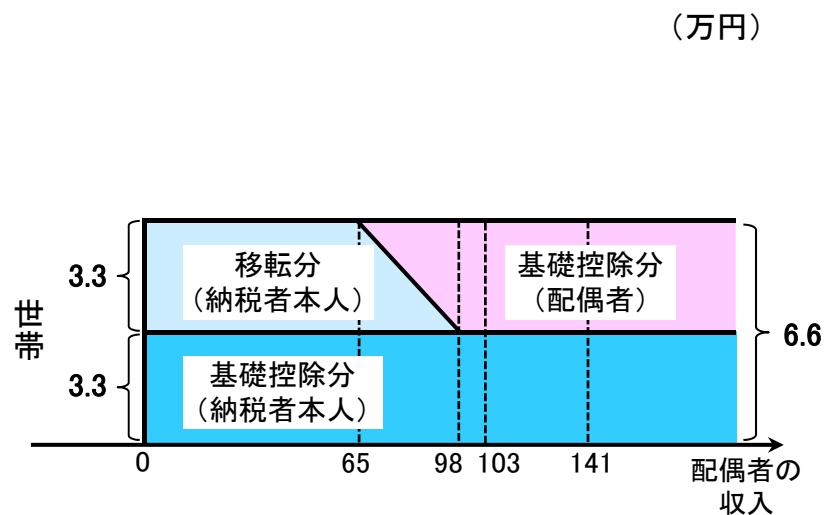
納税者本人、配偶者ともに税率10%(比例税率)

・控除額33万円に対する税負担軽減額・・・3.3万円(税率10%)

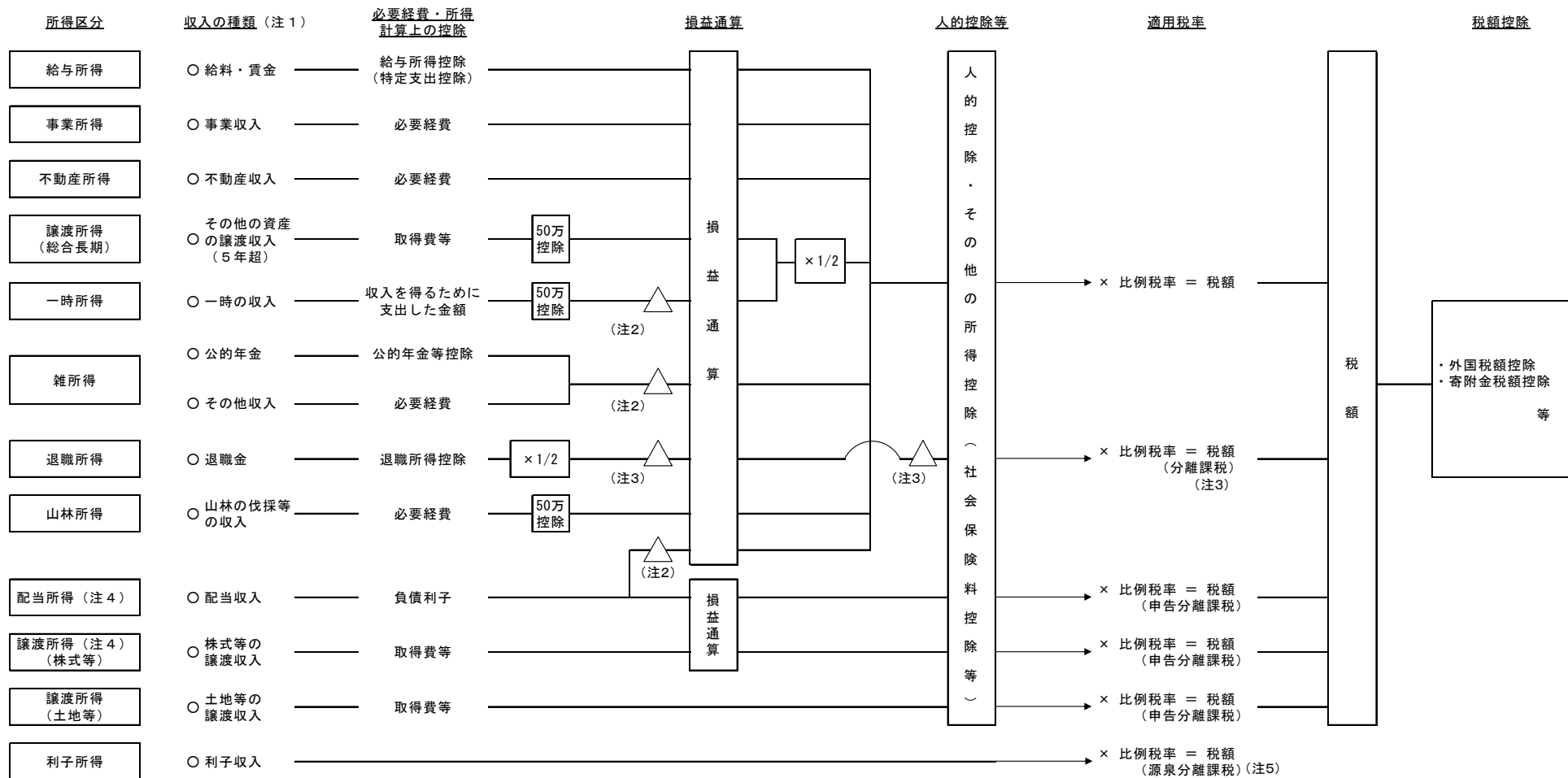
<配偶者(特別)控除と基礎控除>



<いわゆる移転的基礎控除>



個人住民税計算の仕組み (イメージ)



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。
 (注2) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。
 (注3) 分離課税される退職所得については、損益通算や人的控除等の適用ができない。一部、総合課税される退職所得もある。
 (注4) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、特別徴収(源泉徴収)のみで納税を完了することができる(申告不要)。「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。
 (注5) 特定公社債等の利子所得等については、平成28年1月1日以後、申告不要又は申告分離課税となる。
 (注6) 特定公社債等の譲渡所得等については申告不要又は申告分離課税、一般公社債等の譲渡所得等については申告分離課税とする(平成28年1月1日以後適用)。
 (注7) 課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等(収容交換等の場合の5,000万円特別控除等)が適用される場合がある。